

○委員長(石井一君) 次に、はたともこさんの質疑を行います。はたさん。

○はたともこ君 生活の党のはたともこでございます。

TPPの日米共同声明について、今日は総理に御質問させていただきたいと思います。

私たち生活の党は、TPP交渉参加には反対でございます。生活の党の基本政策の中でTPP交渉参加に反対することを明確にしております。ただし、自由貿易のためのFTAやEPAは積極的に推進することとしております。また、我が生活の党の基本政策には、日本の安全保障の根幹は日米同盟である、日米両国の信頼関係を築き、対等な真の日米関係を確立するとも明記しておりますことを冒頭申し上げたいと思います。

私は、米国の利益にはなっても日本の利益には反する、例えば日本が世界に誇る国民皆保険制度が破壊されてしまうことにつながる、あるいは、これも日本が世界に誇る食の安心、安全が守られないことなど、異質な協定であるTPPには参加せず、日本が提案してきたRCEP、東アジア地域包括的経済連携、すなわちASEANプラス6、ASEAN十か国と日中韓、そしてインド、オーストラリア、ニュージーランド、この六か国を合わせた十六か国をまとめ上げて、いすればこのRCEPとTPPとを統合して、FTAAP、アジア太平洋自由貿易圏を構築することが日本の正しい国家戦略であると考えております。

中国やインド、インドネシアなどが参加しないTPPでは、アジアの成長を取り込むことはできません。TPPは九億人市場ですが、RCEPは三十四億人市場です。

日本と米国の経済協力については、例えば日本政府が保有する百兆円の米国債を担保にしてドル建ての海外投融資基金五十兆円を創設をして、実は私はこれをドル・ドル基金と呼んでいるのでありますが、米国の製造業の再生などにも日本が協力するなどの方法があると考えております。

そこで、安倍総理に御質問させていただきたいと思います。

外務省のホームページに掲載されております二月二十二日の「日米首脳会談(概要)」という文書に次のように書かれております。TPP交渉に関しては、さきの衆院選では、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、TPP交渉に反対をするという公約を掲げ、また、自民党はそれ以外にも五つの判断基準を示し、政権復帰を果たした等の状況を説明した、このように書かれているわけですが、総理はオバマ大統領に対して聖域なき関税撤廃という言葉を使って説明されたのですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は首脳会談において、冒頭、自由民主党は、そして私は、聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上TPP交渉には参加をしないということを公約として掲げ、そして選挙で勝利を収め政権に就いた、これは国民との約束であるのでこれをたがえるわけにはいかないと御説明をいたしました。

○はたともこ君 では、外務省に伺いたいと思います。

聖域なき関税撤廃という言葉はオバマ大統領に対して英語でどのように通訳をされて説明をされたのでしょうか。

○政府参考人(片上慶一君) お答え申し上げます。

英語ということでございますが、首脳間のやり取り、その逐一あるいは具体的な表現、こういったものをつまびらかにすることは、これまでそうですが行っておりません。また、今回の首脳会談を含め、一般的に会談の英文の記録は策定していません。行われた発言は通訳を介し、発言、考え方が正確に伝わるような形で伝達しています。

なお、聖域なき関税撤廃ということにつきましては、エリミネート・タリフス・ウイズ・ノー・サンクチュアリー。エリミネート、撤廃、タリフス、関税、ウイズ・ノー・サンクチュアリー、聖域なきという言葉を必ず使うようにしているところでございます。

○はたともこ君 では、更に外務省に伺いますが、このエリミネート・タリフス・ウイズ・ノー・サンクチュアリーという言葉ですが、この英訳は、一月の岸田外務大臣とクリントン

国務長官との会談で既にこの英訳が使われたと聞きましたが、そのとおりでしょうか。

○政府参考人(片上慶一君) お答え申し上げます。

済みません。私自身、今手元に記録がないのであれでございますが、基本的にこの聖域なき関税撤廃を英訳するという形ではこのエリミネート・タリフス・ウイズ・ノー・サンクチュアリーという言葉を使っていたものと思っております。

○はたともこ君 総理は訪米直前の本委員会で、我が生活の党の青森県選出の平山幸司議員の質問に対して、聖域なき関税撤廃、そしてそれ以外の五項目ですね、この五項目において、言わばそれについて五項目が守られないことが明らかになれば、それは参加はできないということあります。そういうことも含めて頭に、念頭に置いて、これは当然聖域なき関税撤廃なのかどうかということを確認しなければいけないと思いますと答弁されました。そして、この答弁について、今私が総理大臣として申し上げておりますので、それが、私が述べたことが統一見解でございますと発言され、この答弁が政府統一見解であると言明されたわけでございます。

総理、オバマ大統領との首脳会談で、自民党の総合政策集J—ファイル二〇一二に書かれてありますTPP交渉参加の判断基準六項目のうち、聖域なき関税撤廃以外の五項目について説明したということでございますが、一つ一つ確認をしていきたいと思います。

まず一つ目、「自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない。」と首脳会談で発言されましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 基本的に両国間のやり取りをつまびらかにすることはできませんが、ただ、これについては、先ほど答弁いたしましたように、私は五項目について、J—ファイルに書いてあることを読み上げたということあります。

○はたともこ君 では次に、「国民皆保険制度を守る。」と首脳会談で発言をされましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは五項目の中に入っていることありますから、五項目読み上げております。

○はたともこ君 では、「食の安全安心の基準を守る。」と首脳会談で発言をされましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そのように私は五項目発言をしております。

○はたともこ君 では、四つ目です。「国の主権を損なうようなISD条項は合意しない。」と首脳会談で発言をされましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私はそのように発言をいたしております。

○はたともこ君 最後、「政府調達・金融サービス等は、わが国の特性を踏まえる。」と首脳会談で発言をされましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 五項目を私最初に申し上げておりますから、そのように発言をしております。

○はたともこ君 それでは、外務省に伺います。

首脳会談で総理がオバマ大統領に対して発言をされた自民党の聖域なき関税撤廃以外の五項目は英語でどのように通訳をされてオバマ大統領に伝えられたのか、説明をしてください。

○政府参考人(片上慶一君) お答え申し上げます。

今の五項目に関しましては、現場において通訳を介し正確に伝わるように伝達しているところでございます。冒頭申し上げましたとおり、英文の記録というものは作っているわけではありません。

○はたともこ君 委員長、安倍総理がオバマ大統領に説明をされた我が国のTPPの交渉参加の判断基準六項目は誠に重要な発言だと思います。これらがオバマ大統領に對してどのように伝わったのかを確認する必要があると思います。通訳の発言記録を当委員会へ提出することを求めます。お取り計らいをお願いいたします。

○委員長(石井一君) 通例、公式の記録がないと述べておられます、前例がどうなつておるか、理事会において協議させていただきたい。私に取りあえず引き取らせていただきたいと思います。

質疑を続行してください。

○はたともこ君 さて、総理、総理の答弁、政府統一見解ということですが、聖域なき関税撤廃とそれ以外の五項目が守られないということが明らかになれば、それは参加はできないということですが、仮に総理が交渉参加を表明された後、米国議会の九十日の承認手続やその他の国々の承認を得て正式に交渉参加をする前にこれら六項目が守られないということが明らかになれば、交渉参加をしないということでよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自民党の公約について正確に申し上げますと、聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上交渉には参加をしないということです。

そして、それは政権公約の中にあります、あの二番目から六番目、つまり、ほかの五項目については、これはJ-ファイルということでございますから実は扱いは違うんですが、この五項目については基本的に、言わば参加の条件では実はないんですが、参加の条件ではなくて、それは必ず守らなければいけないということとして挙げています。

だからこそ、私は国会において、それが明らかに守られないようであれば、それは参加をしないということを申し上げたわけであって、それを念頭に入れていくと、こういうふうに答弁したわけであります。

○はたともこ君 もう一つ確認しますが、ではさらに、仮に交渉参加をした後、協定締結前に六項目が守られないということが明らかになれば、交渉から離脱をするということはありますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まだこれは交渉が始まっておりませんし、参加をすること、参加するかしないかもまだ決めておりませんから、今憶測で発言することは差し控えさせていただきたいと思います。

○はたともこ君 では、今日はちょっとパネルを用意させていただきました。(資料提示)お手元の配付資料を御覧いただきたいのですが、日米共同声明を御覧ください。

第三パラグラフに青い線で囲ってありますが、「両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。」とありますが、この日本のあり得べき関心とは具体的には何を指しているのか、外務省、説明してください。

○政府参考人(片上慶一君) お答え申し上げます。

今御指摘のありましたTPP参加への日本のあり得べき関心、これは、TPPについて國益にかなう最善の道を求めていくという従来の政府の立場であり、現時点で我が國としてまだTPPに参加するかどうか、これについて判断を行っていない状況ですので、このような記述がなされているというふうに承知しております。

○はたともこ君 さらに、外務省、「自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、」とありますが、この残された懸案事項とは具体的に何を指しているのか、説明してください。

○政府参考人(片上慶一君) お答え申し上げます。

今御指摘のありました自動車部門、保険部門に関する、それらに関する残された懸案事項、これらについては、これまでのところアメリカ側から関心を示されてきた事項というふうに理解しております。

○はたともこ君 アメリカが日本に要求をしてきた事項だと今おっしゃったというふうに私は理解をいたしました。

では次に、「その他の非関税措置」とありますが、具体的に何を指しているのか、局長、説明してください。

○政府参考人(片上慶一君) 同じような答弁になって恐縮ですが、現時点で、その他

の非関税措置、これについても、これまで米側から関心が表明されてきた事項というふうに理解しております。

○はたともこ君 もう一つ、「TPPの高い水準を満たすことについて作業を完了する」とあります。具体的にどういうことを意味するのか、局長、説明してください。

○政府参考人(片上慶一君) 御指摘のTPPの高い水準を満たすことについての作業ということは、これまで日米間でアメリカ側から日本の現在の様々な制度の状況、そういうものについての情報交換を行ってきております。アメリカ側から見て、恐らく日本の現状というのを知りたいという作業で、これらの作業については引き続きしていくという状況でございます。

○はたともこ君 さらに、外務省にもう一つ伺いたいと思います。

この日米共同声明の第三パラグラフの、日本があり得べき関心、そして二国間協議の対象、残された懸案事項、その他の非関税措置、なされるべき更なる作業が残っているの中に、自民党の政権公約六項目の聖域なき関税撤廃以外の五項目の確認は含まれていますか。昨日の外務省の説明では、それは含まれていないということでしたが、改めて説明をしてください。

○政府参考人(片上慶一君) お答え申し上げます。

今の時点では、これらの項目の中に自民党の公約の五項目が含まれているという情報はございません。他方、それぞれ一つずつについてはまだ具体的なことは必ずしも全て分かっているわけではないというのが現状でございます。

○はたともこ君 総理、総理の御見解はいかがでしょうか。この第三パラグラフに青い線で囲ってある中で、「日本があり得べき関心」の中に自民党の政権公約六項目の中のその他の五項目の確認は含まれていないということでございましたが、総理の御見解、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど答弁いたしましたように、明らかにこの五項目に反するということではないというふうに今私は認識をしているところでございます。

そこで、この中に入っているかいないかということについては、ずっと今まで交渉してきておりますから、外務省が答弁したとおりだらうと、このように思います。

○はたともこ君 昨日の外務省の説明では、この第三パラグラフには自民党政権公約六項目のうちその他の五項目の確認は含まれず、専ら米国からの対日要求についての協議、対処の作業が残されているということでございました。この英文を見ていただきましても、この表現は私も明らかにそのような書き方であるというふうに思います。

しかし、自民党政権公約六項目は、総理が政府統一見解であると国会答弁をされている、言明をされているTPP交渉に参加するかしないかの判断基準です。当然、二国間協議の対象としてその他の五項目が含まれるのか含まれないのか確認する必要があると思いますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは今外務省から御説明をさせていただいたような解釈でございますが、五項目について、現状の日米のやり取りの中において、では国益を損なうようなISD条項という、そういうことにはまだ全くなっていないわけでありますし、皆保険について、日本の皆保険が崩れるということにも全くなっていないわけでありますから、当然それは、さらにこれは参加ということを日本がもし判断をした場合は、交渉の中で更に明らかになっていくと、このようなことだと思います。

○はたともこ君 総理、共同声明の英文に、御覧ください、「more work remains to be done.」とあります。外務省の日本文仮訳には、赤字の部分でございますが、「なされるべき更なる作業が残されている。」とあるわけですが、残された作業の中に自民党政権公約六項目の中のその他の五項目が守られているかどうかの確認作業は含まれなければおかしいと当然思うのですが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほども自民党政権公約について整理をさせていただいたんですが、六項目について、言わば最初の聖域なき関税撤廃を前提条件とする以

上交渉には参加をしないというのが、これが言わば公約集に載っていることであります。そして、それ以外の五項目については、これはJ—ファイルというもの、つまり自民党の目指すべき方向というものについて書いてある中に記述されているものでございます。そして、交渉参加の条件としては、交渉参加の条件としては、聖域なき関税撤廃かどうかということあります。そして、TPPについて、TPPについて、その後、参加を、交渉して、最終的に条約として批准する中において、この残りの五項目については、それはこれがしっかりと排除、こういう状況であってはならないと、このような立て付けになっているということあります。

○はたともこ君 つまり、五項目は参加の条件ではないということでございますね。

私は、日本のあり得べき関心といえば、例えば著作権法の問題、著作権の保護期間の延長、あるいは非親告罪化、法定損害賠償などについても大きな関心事項だと思っております。インターネットも含めて、ユーザーの公正な利用の権利が侵害されるようなことがあってはなりません。

自民党の政権公約六項目のほかにも、これらも含めて日本の国会は、日米両政府及び米国議会、そしてさらにはアジアの太平洋の国々、世界の国々の議会や消費者、エンドユーザーに対して働きかけをしていかなければならぬと思います。「more work remains to be done.」、なされるべき作業が残っている、これはまさに私たち日本の国会と日本の国民にこそ当てはまる言葉であると申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(石井一君) 以上ではたともさんの質疑は終了いたしました。(拍手)